

仕様書

評価部

1. 件名

NEDO の研究開発成果が活用された製品やプロセス等に係る効果・便益の把握と体系化に関する調査

2. 目的

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）では、平成16年度からNEDOプロジェクト終了後における開発成果の活用状況、売上げ及びマネジメント等に関して追跡調査を実施している。しかしながら、追跡調査はプロジェクト終了後、約5年間にわたる開発成果の動向把握であるため、プロジェクト終了後6年以上経過した後に製品やプロセスとなり広く社会に活用されている開発成果の状況については、十分に把握できていなかった。そのため、NEDOでは平成21年度から、NEDOプロジェクトから生み出された開発成果がコア技術として活用された製品・プロセス等を「NEDOインサイド製品」と定義して、該当製品の抽出並びに抽出されたNEDOインサイド製品に対する上市以降の売上実績、将来の売上予測、社会的便益（CO2排出量削減効果、一次エネルギー削減効果等）及び波及効果等の試算を行ってきた。

本調査では、昨年度までの調査により把握した「NEDOインサイド製品」に関する投資額、売上実績、将来の売上予測、社会的便益及び波及効果等に関する試算について、現在の情勢を反映した再試算を行うとともに、NEDOプロジェクトの研究開発成果が社会にもたらす効果・便益の可視化及び体系化を行うことを目的とする。

なお本調査は、NEDOの第4期中長期計画における「追跡調査・評価では、これまでの機構の研究開発成果が活用された製品・プロセス等について、それらが社会にもたらす経済効果（アウトカム）を把握する既存の取組を継続する」業務の一環として行うものである。

3. 内容

上記の目的を達成するために下記の項目を実施する。なお、実施にあたっては、NEDO との密接な連携の下で行うものとする。

(1) 既存 NEDO インサイド製品に関する再試算

既存の「NEDO インサイド製品」最新版に対して、製品としての売上実績、将来の売上予測、社会的便益及び波及効果等について、現在の情勢を反映した再試算を行うとともに、必要に応じて、製品の統廃合も検討する。

具体的な作業は以下の通り。

- ①NEDO が提供する製品別の個票、ファクトシート、計算シート及び各種根拠資料に基づき、最新の政策動向、政府統計、業界団体等の統計・報告書、NEDO 追跡調査結果、関連企業の IR 資料やプレスリリース等のデータを活用して、売上実績としては 2018 年単年度及び累積額、将来の売上予測としては 2019～2028 年度における試算を行う。なお、その際は、効果算出の条件、範囲、精度等を可能な限り明示するとともに、製品のライフサイクル

ル等を踏まえて算出する。

- ②社会的便益（CO2 排出量削減効果、一次エネルギー削減効果等）及び波及効果（技術的波及効果及び産業連関表を用いた関連産業への経済的誘発効果等）等の再試算も同様に行う。
- ③環境・情勢の変化が見込まれる製品（20 製品程度）については、関連企業等へのインタビュー調査等を通じ、試算方法の妥当性の確認や NEDO プロジェクトの貢献により得られた新たな効果・便益等について調査する。
- ④再試算にあたっては、NEDO から提供する全体計算シートに基づき、物価変動や金利等による割引処理を踏まえて算出する。
- ⑤「NEDO インサイド 2020」用の個票のうち、データ等の更新が必要なもの及び体裁の不一致のものを中心に 15 件程度検討し、該当があったものについて更新する。

（2）新規 NEDO インサイド製品の追加と試算

NEDO 設立（1980 年）以来実施してきた研究開発プロジェクトの開発成果を対象として、新規 NEDO インサイド製品の抽出を行い、2019 年度に 2 製品程度の追加を行う。追加された NEDO インサイド製品については、（1）と同様に試算等を行う。

（3）既存の経済・環境効果等を補完する方法の検討

これまで算出してきた個々の NEDO インサイド製品の直接的な経済効果や環境効果のほか、NEDO プロジェクト成果がコア技術として使われつつ別の形態で効果として表れている事例や製品・プロセス等を活用したビジネスモデルとして社会にもたらしている効果等の事例について調査し、ケーススタディ化できる候補（将来的な想定も可）を選定する。また、それらの効果を定量的に計測する方法を検討する。

4. 調査期間

NEDO が指定する日から 2020 年 3 月 13 日まで

5. 予算額

1,800万円以内

6. 報告書

提出期限： 2020 年 3 月 13 日

提出部数： 電子媒体 CD-R（PDF ファイル形式） 1 枚

※各報告書に含めるべき範囲については NEDO より別途指示する。

提出方法：「成果報告書・中間年報の電子ファイル提出の手引き」に従って提出のこと。

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_tebiki_index.html

7. 報告会等の開催

委託期間中又は委託期間終了後に、成果報告会における報告を依頼することがある。

8. その他

- (1) 調査の進捗状況は、NEDOの求めに応じて随時報告する(2回/月程度)とともに、NEDOの求めに応じて、NEDOが設置する追跡調査・評価分科会で報告を行い、本分科会でのコメントを調査に反映させること。
- (2) 本仕様書に定めなき事項については、NEDOと実施事業者が協議の上で決定するものとする。